

人事行政の運営等の状況の公表について

人事行政の運営における公正性と透明性を高めるため、「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岩泉町条例第1号）」に基づき、職員の採用や給与の状況等について公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用（令和3年4月1日）

区 分	一般行政職	技能労務職	医療職・その他	合 計
新規採用	7人	0人	2人	9人
新規再任用	1人	0人	2人	3人
計	8人	0人	4人	12人

イ 職員の退職（令和2年度）

区 分	一般行政職	技能労務職	医療職・その他	合 計
定年退職	1人	0人	4人	5人
勸奨退職	0人	0人	0人	0人
その他	10人	1人	3人	14人
計	11人	1人	7人	19人

(2) 職員数

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日）

部 門	令和3年 (a)	令和2年 (b)	対前年増減数 (a)-(b)	主 な 増 減 理 由
一 般 行 政	143人	149人	-6人	退職不補充
教 育	17人	17人	0人	
普 通 会 計 計	160人	166人	-6人	
公営企業等会計	25人	26人	-1人	退職不補充
合 計	185人	192人	-7人	

イ 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の 増減数（率）
	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	
一 般 行 政	140人	151人	155人	148人	149人	143人	3人(2.1%)
教 育	20人	18人	17人	17人	17人	17人	-3人(-15.0%)
普 通 会 計 計	160人	169人	172人	165人	166人	160人	0人(0.0%)
公営企業等会計	28人	27人	29人	28人	26人	25人	-3人(-10.7%)
合 計	188人	196人	201人	193人	192人	185人	-3人(-1.6%)

ウ 一般行政職の級別職員の状況（令和3年4月1日）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
代表的な職	主事補 主事等	主任等	主査等	室長等	総括室長等	課長	
職 員 数	38人	34人	13人	27人	14人	11人	137人
構 成 比	27.7%	24.8%	9.5%	19.7%	10.2%	8.1%	100.0%

(注) 本表の職員数は、行政職(一)給料表が適用される普通会計の職員数であるため、上表の職員数と一致しません。

2 人事評価の状況（令和2年度）

職員の人事評価について定めた地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、職員の人材育成及び公正な人事配置や処遇への反映を目的として、人事評価を実施しています。

(1) 評価の対象者 全職員（会計年度任用職員を含む。）

(2) 評価項目 能力評価及び業績評価

(3) 評価者等

被評価者	評価者	調整者	確認者
課長級以外	各課長等	総務課長	副町長
課長級	副町長	総務課長	町長

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和2年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (R3.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和元年度 の人件費率
8,716人	12,502,384千円	668,869千円	1,607,194千円	12.9%	9.8%

※ 人件費（B）には、令和2年度から会計年度任用職員分が含まれています。

(2) 給与費の状況（令和2年度普通会計決算）

職員数 A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり給与費 B/A
166人	578,077千円	93,059千円	213,491千円	884,627千円	5,329千円

※1 町長・議員など特別職の職員や非常勤の職員に支払われる給与、共済組合、公務災害補償の負担金等は給与費には含まれていません。

※2 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(3) 職種別・学歴別初任給及び経験年数別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区分	初任給	経験年数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般大卒	173,200円	251,200円	304,700円	351,200円
行政職高卒	151,900円	237,300円	279,600円	321,900円

(4) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	297,100円	372,900円	40.6歳
技能労務職	280,200円	305,600円	55.5歳

(5) 主な職員手当の状況（令和3年4月1日現在）

ア 扶養手当、住居手当、通勤手当

区分	内容
扶養手当	1 配偶者 月額 6,500円
	2 配偶者以外の扶養親族(子)1人につき 月額 10,000円 ※ 満16歳初年度から満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円が加算される。
	3 配偶者以外の扶養親族(親等)1人につき 月額 6,500円
住居手当	1 貸家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対し、家賃の額に応じ月額27,000円まで
通勤手当	1 交通機関等利用者 運賃等に応じ 月額 50,000円まで
	2 自家用車等利用者 通勤距離に応じ 月額 30,000円まで

イ 地域手当

医師及び歯科医師に支給されます。

支給率	16%
支給対象職員数	1人
国の支給率	16%

ウ 時間外勤務手当（全会計）

正規の勤務時間外に勤務した職員に支給されます。

区分	令和2年度	令和元年度
支給総額	38,669千円	54,185千円
職員1人当たり支給年額	230千円	281千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

エ 特殊勤務手当

著しく、危険、不快、不健康、又は困難な業務に従事する職員に支給されます。

職員全体に占める手当支給職員の割合	0.54%
支給対象職員1人当たり平均支給年額（令和2年度）	1,218,000円
手当の種類（手当数）	防疫作業手当、放射線取扱手当、医学研究手当
支給額の多い手当	医学研究手当

オ 期末・勤勉手当の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	6 月 期	12 月 期	計
期末手当	1.300月分	1.300月分	2.60月分
勤勉手当	0.925月分	0.925月分	1.85月分

※ 職制上の段階・職務の級などによる加算措置があります。

カ 退職手当の状況（令和3年4月1日現在）

退職手当の額は、退職したときの給料月額にこの表に示すような支給率を乗じて得た額となり、なお、この支給率は国と同じです。

区 分	支 給 月 数	
	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分

キ 退職手当の1人当たり平均支給額（令和2年度退職）

自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
6,482千円	20,775千円

(6) 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

給 料	区 分	報 酬 等 月 額	期 末 手 当	
	町 長	690,000円	6月期	1.675月分
副 町 長	555,000円	12月期	1.675月分	
教 育 長	525,000円	計	3.350月分	

報 酬	区 分	報 酬 等 月 額	期 末 手 当	
	議 長	279,000円	6月期	1.675月分
副 議 長	226,000円	12月期	1.675月分	
議 員	210,000円	計	3.350月分	

4 勤務時間その他の勤務条件の状況（令和3年4月1日現在）

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）

ア 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第1項）

イ 職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、この勤務時間中に正午から1時間の休憩時間を置く。（職員の勤務時間に関する規程第2条）

(2) 一般職の年次有給休暇の使用状況（令和2年1月1日～同年12月31日）

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	対象職員数 (c)	平均使用日数 (b)÷(c)	消化率 (b)÷(a)
5,533.6日	1,727.0日	143人	12.1日	31.2%

※ 対象職員は「勤務条件等に関する調査」と同様としています。

(3) 特別休暇の導入状況（主な特別休暇と付与日数）（令和2年度）

内 容	日 数 等
ア 選挙権その他公民権の行使	必要な期間
イ 裁判員、証人等で国会、裁判所へ出頭する場合	必要な期間
ウ 予防接種、健康診断を受ける場合	必要と認められる期間
エ 骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間
オ ボランティア活動に参加する場合	一の年において5日の範囲内の期間
カ 結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間
キ 妊娠に起因する障害のため勤務することが困難な場合	10日の範囲内の期間
ク 母子保健法による検診等を受ける場合	町長の定める範囲内の期間
ケ 妊娠中職員の休息、補食の場合	必要な時間の範囲内の期間
コ 妊娠中職員の交通機関通勤の混雑緩和	1日1時間以内
サ 産前休暇	6週間（母性保護の必要がある場合 8週間、多胎妊娠14週間）
シ 産後休暇	8週間
ス 生後1年6月に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ1時間の期間
セ 子の看護休暇（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子）	一の年に5日の範囲内の期間（子が2人以上の場合は10日）

内 容	日 数 等
ソ 要介護者の世話をする場合	一の年において5日の範囲内の期間
タ 小学校入学前の子が予防接種等を受ける場合	必要と認められる期間
チ 生理休暇	2日の範囲内の期間
ツ 妻が出産する場合	3日の範囲内の期間
テ 妻の出産に伴い育児に参加する場合	5日の範囲内の期間
ト 親族が死亡した場合	死亡した親族に応じて定められた期間（1日～10日）
ナ 配偶者、父母又は子を追悼する場合	1日の範囲内の期間
ニ 夏季休暇	一の年の7月～9月までの原則として連続する3日の範囲内の期間
ヌ 災害により滅失損壊した住居の復旧作業等の場合	7日の範囲内
ネ 災害等により出勤困難な場合	必要と認められる期間
ノ 災害等による通勤途上の危険回避	必要と認められる期間

(4) 育児休業の状況（令和2年度）

ア 育児休業の取得者数

区 分	男性職員	女性職員	計
令和2年度中に新たに育児休業を取得した職員	1人	2人	3人
令和元年度から引き続き育児休業を取得している職員	0人	1人	1人

イ 育児休業の承認期間（令和2年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え 3年以下	計
取得職員数		2人				1人	3人

(5) 介護休暇の取得状況（令和2年度）

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするために、6月の範囲内で介護休暇を取得することができますが、令和2年度に取得した職員はありませんでした。

5 分限及び懲戒処分者の状況（令和2年度）

(1) 分限処分者数

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					0人
心身の故障の場合			1人		1人
職に必要な適格性を欠く場合					0人
職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合					0人
刑事事件に関し起訴された場合					0人
条例で定める事由による場合					0人
計	0人	0人	1人	0人	1人

(2) 懲戒処分者数（行為別）

処分の具体的事由	戒告	減給	停職	免職	訓告等	計
給与・任用に関する不正						0人
一般服務違反関係						0人
一般非行関係						0人
収賄等関係						0人
道路交通法違反等						0人
監督責任						0人
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 刑事処分者数

事 件 の 種 類	懲役	禁固	休職	降給	計
収賄による場合					0人
横領による場合					0人
傷害・暴行による場合					0人
公職選挙法違反による場合					0人
道路交通法違反による場合					0人
その他					0人
計	0人	0人	0人	0人	0人

- 6 服務の状況（令和2年度）
 服務規律遵守のための取組み状況
 すべての職員は「全体の奉仕者」として、公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で職務に専念しなければなりません。この服務規程をはじめ、職員研修、通知発令などにより服務規律の遵守に努めています。
- 7 退職管理の状況（令和2年度）
 地方公務員法の一部改正（平成28年4月1日施行）に伴い、職員の退職管理に努めています。
- 8 研修及び勤務成績の評定の状況（令和2年度）
 岩手県市町村職員研修協議会、東北自治研修所及び市町村アカデミーなどが開催する研修への参加により、職員の資質向上等に努めています。

(1) 研修の実施状況

研 修 課 程 名	開 催 回 数	日 数 (延 べ)	修 了 者 数
新規採用職員研修（前期・後期）	0回	0日	0人
一般職員研修基礎Ⅰ	1回	3日	4人
一般職員研修基礎Ⅱ	1回	2日	8人
一般職員研修基礎Ⅲ	1回	3日	4人
監督者級研修	0回	0日	0人
管理者級研修	1回	2日	1人
財務事務研修	1回	3日	1人
契約事務研修	1回	1日	1人
人事事務研修	1回	2日	1人
税務事務研修	1回	2日	2人
新任広報担当者研修	0回	0日	0人
パソコン研修（エクセル中級）	1回	1日	1人
パソコン研修（エクセル分析）	1回	1日	1人
クレーム対応研修	1回	1日	3人
公営企業研修	1回	2日	1人
管理者級能力開発講座	0回	0日	0人
監督者級選択講座（OJT・コーチング）	1回	3日	4人
人事評価研修	0回	0日	0人
甲種防火管理（再講習）	1回	2日	3人
《町単独研修》			
新規採用職員研修	1回	3日	8人
交通安全研修	1回	1日	9人
伝票作成研修	1回	1日	14人
ハラスメント防止研修	1回	1日	27人
ハラスメント防止研修（DVD）	1回	1日	30人
交渉力向上研修	1回	1日	24人
副町長研修（法学入門）	1回	1日	24人
副町長研修（改正民法のポイント）	1回	1日	20人
副町長研修（地方自治法の概要）	1回	1日	25人
契約事務研修	1回	1日	27人
接遇研修（DVD）	1回	1日	38人
計	25回	41日	281人

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となった研修があります。

9 福祉及び利益の保護の状況（令和2年度）

(1) 職員の健康診断の状況

種 別	対 象 職 員 数	受 診 者 数	受 診 率
子宮ガン検診	91人	41人	45.1%
乳ガン検診	60人	30人	50.0%
胃 検 診	158人	98人	62.0%
循環器系健診	316人	298人	94.3%
ストレスチェック	308人	300人	97.4%

(2) 職員の福利厚生事業の状況（一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構への負担金の状況）

主 な 事 業	町 負 担 金
ライフプラン支援事業（生涯福祉に関する事業の企画及び支援）	（令和2年度負担金総額） 3,788千円 （負担金率：4～3月） 標準報酬月額×4.7/1000
給付事業（結婚祝金、出産給付金、弔慰金、遺児育英金）	
健診・健康支援事業（生活習慣病予防健診等）	
会員の資質向上、健康増進を目的とする福祉事業	

(3) 公務災害補償の状況（地方公務員災害補償基金による補償の状況）

	義務教育外学校職員	電気・ガス水道職員	その他の職員	計
認定件数	0件	0件	1件	1件

(4) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に関する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し地方公共団体の当局により適切な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が不服申立てを行うことを認める制度です。

本町では、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を岩手県に委託しています。

10 職員の競争試験及び選考の状況（令和2年度）

試験区分	採用予定人数	第 1 次 試 験				第 2 次 試 験		最終倍率 B/D
		申込者数	受験者数	合格者数	倍 率	受験者数	合格者数	
		A	B	C	B/C		D	
初級事務	1人程度	8人	7人	4人	1.75倍	4人	4人	1.8倍
初級事務 (障がい者枠)	1人程度	1人	0人	0人	0.0倍	0人	0人	0.0倍
初級事務 (社会人枠)	1人程度	4人	4人	2人	2.0倍	2人	0人	0.0倍
土木技師	1人程度	0人	0人	0人	0.0倍	0人	0人	0.0倍
中級保育士	3人程度	1人	1人	1人	1.0倍	1人	0人	0.0倍
中級保健師	1人程度	1人	0人	0人	0.0倍	0人	0人	0.0倍
中級保育士 (任期付)	3人程度	1人	1人	1人	1.0倍	1人	1人	1.0倍
中級保育士 (任期付経験枠)	1人程度	3人	3人	1人	3.0倍	1人	1人	3.0倍
中級保育士 (任期付選考)	1人程度	-	-	-	-	1人	1人	1.0倍
初級事務	1人程度	6人	5人	3人	1.67倍	2人	2人	2.5倍
土木技師	1人程度	0人	0人	0人	0.0倍	0人	0人	0.0倍
中級保育士	3人程度	1人	1人	0人	0.0倍	0人	0人	0.0倍
中級保健師	1人程度	0人	0人	0人	0.0倍	0人	0人	0.0倍
初級事務 (任期付)	1人程度	1人	1人	1人	1.0倍	1人	1人	1.0倍